

## 省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の

### 減額措置について

平成 26 年 4 月 1 日に存在する住宅(賃貸住宅を除く)について、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、申告により翌年度の当該住宅に係る固定資産税額(120 m<sup>2</sup>まで(120 m<sup>2</sup>を超えるものは、120 m<sup>2</sup>に相当する部分)、また都市計画税は対象外)を減額するものです。

- 要件
- ・令和 8 年 3 月 31 日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事で現行の省エネ基準を満たす改修工事を行ったこと
  - ① 窓の改修工事
  - ② 床の断熱改修工事
  - ③ 天井の断熱改修工事
  - ④ 壁の断熱改修工事
- ※外気等と接するものの工事に限る

・改修後の住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること

- ・改修工事に要した費用の額が補助金等を除き、60 万円以上であること

手続き 要件を満たす改修工事が行われた場合、工事改修が完了した日から 3 ヶ月以内に〔省エネ改修工事に係る固定資産減額申告書〕に必要書類を添えて課税課家屋担当に提出してください。

- 提出書類
- ・省エネ改修工事に係る固定資産減額申告書
  - ・建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する「熱損失防止改修工事証明書」

減額の期間 翌年度の当該住宅(住宅部分に限る)の固定資産税額から 1/3 を減額(120 m<sup>2</sup>を上限)

※「新築住宅に対する減額」又は「住宅耐震改修に係る減額措置」の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。